



大府市民球場の整備資金への寄付を募集します



令和6年完成予定の大府市民球場の整備資金への寄付を募集するガバメントクラウドファンディングページを立ち上げました。完成した球場に、あなたの名前を刻みませんか(寄付金額10万円以上で芳名板設置)。

▶ **申込** 1/31(火)までにふるさとチョイスの大府市民球場ガバメントクラウドファンディングプロジェクトページから。

問 健康都市スポーツ推進課 ☎(45)6233



皆様のご意見を募集 パブリックコメントを実施します



次の条例案について、パブリックコメント(意見公募手続き)により、市民の皆さんの意見を募集します。

	条例案名	提出先	電話	FAX	メール
①	大府市人権を尊重した誰一人 取り残さないまちづくり推進条例(案)	地域福祉課	(45)6228	(47)3150	fukushi@city.obu.lg.jp
②	大府市指定通所支援の事業等の人員、 設備及び運営の基準等に関する条例(案)	子ども未来課	(45)6229	(47)2888	kodomo@city.obu.lg.jp

- ▶ **募集期間** ①11/29(火)～12/28(水) ②12/21(水)～1/20(金)
(閉庁日・閉館日を除く。郵送は、①12/28・②1/20の消印有効)
- ▶ **閲覧場所** 各担当課・各公民館・ミューいしがせ・市ウェブサイト
- ▶ **意見の提出方法** 氏名(法人・団体の場合は名称と代表者の氏名)・住所・ご意見を記入の上、郵便(〒474-8701住所不要)・FAX・メール・市ウェブサイトまたは直接各提出先へ。
- ▶ **提出されたご意見に対する対応**
- 策定中の条例案の参考にします。
 - 個々にお答えするなどの対応はしませんが、皆様のご意見をまとめて市ウェブサイトなどで総括的に回答します。
 - 個人情報を除いて公開する場合があります。



境川流域関連大府市公共下水道事業計画の変更案を縦覧します

下水道法の規定に基づき、境川流域関連大府市公共下水道事業計画の変更案の縦覧を行います。案に対してご意見のある方は、意見書を提出できます。

- ▶ **縦覧期間** 12/14(水)～28(水)(閉庁日を除く)
- ▶ **縦覧場所** 水道工務課
- ▶ **意見書の提出** 12/28(水)までに郵送または直接提出先へ。

問・提出先 水道工務課 ☎(45)6239 〒474-8701住所不要



子育て世帯臨時特別給付金を支給します

児童手当の支給対象者に子育て世帯臨時特別給付金(県実施)を支給します。また、県実施分の支給対象としない高校生などを養育している世帯や児童手当の所得超過者にも、市独自政策として給付金(市実施)を支給します。

- ▶ **申請が必要な方**
- 中学生以下の子どもがおらず、高校生など(平成16年4月2日～平成19年4月1日に出生)を養育している世帯
 - 所得上限超過により、令和4年10月支払分から児童手当(特例給付を含む)を受け取っていない世帯
 - 支給対象の子どもがいる公務員
- ▶ **支給金額** 1人1万円
- ▶ **申請方法** 1/31(火)までに申請書に必要事項を記入の上、郵送または直接提出先へ。
- ▶ **支給日** 申請後、約1カ月
- ※児童手当を受給している公務員は、勤務先からの証明が必要です。
※申請が必要と思われる世帯には、11月下旬以降に申請書を郵送します。
※児童手当・特例給付を受給している方は、11/24(木)・28(月)に支給済みです。

問・提出先 子ども未来課 ☎(45)6229



令和5年4月1日採用 市職員を募集します



- ▶ **募集職種など** 表の通り
- ▶ **募集・試験の特徴** 第1次試験の前に書類選考があります。全ての職種で教養試験は行いません。
- ▶ **申込** 市ウェブサイトから受験申込をした後、必要書類を持参または郵送してください。
- ▶ **持参** 電話で事前予約の上、12/21(水)～1/5(木)(閉庁日を除く)に直接申込先へ。
簡単な面接を行うので、必ず本人が持参してください。
- ▶ **郵送** 12/2(金)～23(金)消印有効
- ※応募要件・必要書類などの詳細は、必ず募集要項でご確認ください。
※募集要項・申込書は、申込先・市ウェブサイトに用意しています。
- 問・申込先 秘書人事課 ☎(45)6211

職種区分		主な応募資格	募集人員
一般行政職	一般事務	●平成7年4月2日以降に生まれ、4年制大学を卒業(見込み)の方 ●平成5年4月2日以降に生まれ、大学院修士課程を修め、卒業(見込み)の方 ●(経験者)平成元年4月2日～平成7年4月1日に生まれ、4年制大学を卒業し、令和5年4月1日時点で勤務経験が5年以上ある方	若干人
	福祉(経験者)	昭和57年4月2日～平成7年4月1日に生まれ、4年制大学または短大などを卒業し、令和5年4月1日時点で福祉に関する勤務経験が5年以上あり、社会福祉士・精神保健福祉士・公認心理師のいずれかの資格を有する方	